

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案） についての意見提案手続

ご意見と市議会の考え方

令和6年12月25日から令和7年2月7日までの期間に実施した「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）への意見を募集します」について、寄せられたご意見と、条例（案）及び規則（案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。

お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和6年12月25日（水）から令和7年2月7日（金）まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

2. 意見総数

人数：3人 件数：4件

No.	条文	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	所沢市議会委員会条例第29条第3項	所沢市議会委員会条例の一部改正 <第29条第3項について> 参考人においては、第15条の2第1項のオンラインによる方法で委員会が開かれていない場合であっても、オンラインによる方法で意見を述べるができるよう改正することについては異論ありません。 なお、「新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて」（総行行第40号 令和5年2月7日、発信者:総務省自治行政局行政課長）では、市長等の事務に関する質問は、各団体の判断により所要の手続を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないこと、委員会への出席が困難な事情が	ご指摘のとおり、どのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各議会の判断によるところです。当市議会では委員会の開催方法は原則、会議室に参集することとなっており、参集が困難な場合として、大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延に限り、オンラインによる

		<p>ある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、オンラインによる方法で委員会に出席することについても、各団体の判断により所要の手続を講じた上で、可能とすることは差し支えないとの見解も示しています。</p> <p>これらについても追加することをご検討下さいます様お願い申し上げます。</p> <p>12月の定例議会において、インフルエンザが大流行し、複数の議員が休まれたと伺っています。</p> <p>もちろん、このような場合はご体調を優先して頂きたいと思います。</p> <p>しかし、医療機関から外出を控えるよう指定された期間終了前に、体調快復されることもきっとあると思います。</p> <p>そのような場合、指定期間中というだけで、各議員がその能力を発揮できないのは大変残念だと思いますし、所沢市にとっては、大きな損失ですので、この提案をさせていただきます。</p>	<p>方法で委員会を開催できるものとしております。</p> <p>育児・介護等の事由において、オンラインによる方法で委員会を開催することについては、貴重なご意見として、今後の活動の参考にさせていただきます。</p>
2	所沢市議会委員会条例全般	<p>議会のオンライン会議化が進むことは良いことだと思います。オンライン化に関連して、改善して頂きたいことを述べさせていただきます：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資料を画面に映すときにしっかり写してほしい。 2. 資料が多いならば事前に共有してほしい。 3. 議会の動画サイトが遅いのでcdnの活用なども検討してほしい。 4. 議会の動画をYouTubeで配信することも一案だと思うが、少なくとも各議員は自分の質疑箇所だけはYouTubeにアップロードする裁量があっても良いと思う。 5. 委員会は所沢市議会の議事録検索で検索結果にヒットしない気がする。 <p>所沢市の議会は意外に面白いので、新規住民登録をした方などに、もっと積極的に物理的な議会傍聴の案内などをして所沢市での政治参加は簡単であることを体験しても</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

		らうと良いと思います。とはいえ、いきなり物理的な議会傍聴はハードルは高い人も多いと思うので、議会のオンライン化をしていきカジュアルに自宅で傍聴できるようにしていくことも大事かと思います。	
3	所沢市議会委員会条例全般	<p>オンラインでの委員会開催の場合の会議公開のための傍聴規定がないようです。数年前に傍聴規定についてのパブリックコメントが求められていたようですが、気づきませんでした。</p> <p>今回オンライン規定(?)を盛り込む際に、市民が傍聴できることを明確に記し、その方法についても明記すべきだと思います。</p> <p>市民が選んだ議員活動を市民がしっかりと見守ることができる「傍聴」は、民主主義にとって基本的であり、必須であり、重要ですので、「傍聴」という項目として明文化すべきです。</p>	<p>オンラインによる方法で開催する委員会の傍聴に関しては、所沢市議会オンライン委員会運営要綱第7条において、「オンライン委員会における傍聴は、委員長が指定した場所にモニター等を設置し、オンライン会議システムの映像及び音声を視聴する方法によるものとする。」と規定しております。</p>
4	所沢市議会会議規則第115条、第116条、第148条	<p><第115条について></p> <p>「法第109条第9項の規定に基づく条例の規定」という表記ではなくさいたま市議会会議規則のような表記に変更することをご提案します。</p> <p>(さいたま市議会委員会条例(平成13年さいたま市条例第286号。以下「条例」という。))</p> <p>第115条以外も、「法第109条第9項の規定に基づく条例の規定」という表記を同様に変更することをご提案します。</p> <p>市民目線では、「法第109条第9項の規定に基づく条例の規定」がなんのことかわか</p>	<p>第115条</p> <p>「法第109条第9項の規定に基づく条例」ではなく「所沢市議会委員会条例」と表記することとします。</p>

りません。

今後新人の議員さんも誕生するでしょう。

所沢市の職員は定期的に人事異動がありますから、将来議会事務局に配属される方も必ずいらしゃると思います。

少しでもわかりやすくし、なんのことも確認するのに手間取る状況を可能な範囲で少しづつでもなくすという観点から、このご提案をさせていただきます。

このように変更すれば、わかりやすくなると思います。

第 115 条

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

(ご参考)

さいたま市議会会議規則

第 95 条 この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例(平成 13 年さいたま市条例第 286 号。以下「条例」という。)

第 15 条の 2 第 1 項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む

第 118 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。
3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、
委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
(ご参考 終わり)

<第116条について>

規則を読むと、委員長には、委員長席と委員席の2つの席が用意されており、発言の内容によって、2つの席を移動しているようになっています。

しかし、実際の運用は、そうではないそうです。

現在の運用を継続するのであれば、規則と運用が一致するように、規則を変更することをご提案します。

あわせて、委員長としての発言と、委員としての発言がどのようなものか、違いを含めて、簡単でよいので、記載できればなお、良いと思います。

市議会での議事運営の方法は、見える化すべきで、暗黙知は無くすべきというのがご提案の理由です。

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

<第148条について>

「議長の許可」から「議長にあらかじめ届け出たもの」に変更したことは良いことだ

第116条

この運用は委員会を円滑に進行するために行っており、規定する所沢市議会会議規則に基づいたものになります。

委員長が委員として発言する際には、委員として質疑等をする旨発言し、委員長の立て札を外すことで委員席に着き、委員としての発言を終えて委員長の職に戻る際に、外した委員長の立て札を再度配置することで委員長席に復すとしております。

第148条

傍聴者については所沢市議会傍

	<p>と思います。</p> <p>あわせて、「帽子」を削除すること、「議長にあらかじめ届け出たもの」から「入場、入室前までに議長に届け出たもの」に変更することを、ご提案します。</p> <p>日本人の2人に1人が、1度はがんにかかると言われており、治療にあたり、ウィッグ（かつら）や帽子の着用は一般的になってきています。がん患者にとって、「帽子」は「杖」に相当するものです。</p> <p>プライバシーにかかわることを、議長にお伝えして 届け出しないと、議場又は委員会の会議室に入れないというのは、ダイバーシティの観点から問題があると思います。</p> <p>なお、コート、マフラー、傘の類については、私が病気との関連を認知していないので、現状で良いと思いました。</p> <p>「あらかじめ」だと 市民が傍聴する際に、かなり前もって届け出しないというように受け止められると思います。</p> <p>届け出してから、入場入室して下さいという意図だと理解で、変更提案しました。</p> <p>なお、私もがん患者の一人で、現在、薬物療法による治療を受けています。</p> <p>第 148 条</p> <p>議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長に あらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p>	<p>聴規則及び所沢市議会委員会傍聴規程にて規定しており、同規則及び同規程の改正についても今後配慮してまいります。</p>
--	---	---